

山口県報

令和7年
7月22日
(火曜日)

目次

○告示

保安林予定森林(萩市) (森林整備課)

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)

道路の区域の変更(道路整備課)

道路の供用の開始(道路整備課)

○公告

柳井都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)

山口県告示第百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市川上字遠谷洗谷五六三八、一二九三五の一、字遠谷洗谷悪谷一二九三四、字遠谷西ノ山一二九六〇の二四、一二九六〇の三六、一二九六〇の四〇、一二九六〇の四二、一二九六〇の四五、一二九六〇の四九、一二九六〇の五二から一二九六〇の五四まで



二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百三十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第二項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(令和三年山口県告示第百二十一号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和七年六月二十八日限り消滅した。

令和七年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

萩市西部加入区

萩市東部加入区

阿武町加入区

田万川町加入区

山口県告示第百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年七月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道

路線名 長門油谷線
道路の区域

区間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
	新	旧			
長門市油谷後畑字東ヶ岡一七五七の七地先から 同市油谷後畑 同字一七五七の三地先まで	最狭 一八・六	最狭 四・八	三九・八	道路改良工事の完了による。	

山口県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年七月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 長門油谷線	長門市油谷後畑字東ヶ岡一七五七の七地先から同市油谷後畑 同字一七五七の三地先まで	令和七年七月二十三日



(二四五) 柳井都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、柳井都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和七年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和七年八月二十一日（木曜日）午後二時

二 開催の場所

柳井市南町一丁目一〇番二号
柳井市役所三階大会議室

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
変更する柳井都市計画道路三・二・一南柳井線
次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和七年八月十四日（木曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和七年八月十四日までの消印のあるものに限り、公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができ、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(二) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―三七三三）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

柳井市南町三丁目九番三号

柳井土木建築事務所

柳井市南町一丁目一〇番二号

柳井市建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二四六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和七年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市美里町三丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地の八

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

令和七年七月二十二日印刷
令和七年七月二十二日発行

発行人所

山口県知事
山口県知事